

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の制定について

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例を次のように定める。

2 0 1 2 年（平成 2 4 年）3 月 5 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和 4 7 年政令第 2 8 4 号）第 3 条第 3 項ただし書の規定により条例で定める規模は、この市の全域について、1 0 0 平方メートルとする。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令が制定され、公有地の拡大の推進に関する法律施行令が改正されたことに伴い、土地を有償で譲り渡そうとする場合に届出を要する土地の規模について、新たに本市の条例において定める必要による。